



島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第34号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

内水面における遊漁規則の変更の認可（3件）	（水 産 課）	2
コイの持出しの禁止に係る水系の範囲	（ 〃 ）	8

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	8
----------------------------	---------	---

【漁調委指示】

船舶を錨止めして行う釣りの禁止		16
しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		16
あさりの繁殖保護のための殻長制限		17
沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限		17
つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		18

【内水面漁管委告示】

平成31年度水産動植物の目標増殖量		18
-------------------	--	----

【内水面漁管委指示】

コイの持出しの禁止及び放流等の制限		19
-------------------	--	----

告 示**島根県告示第210号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567-1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

禁漁区域の設定、遊漁料の納付方法の変更

（変更前）

第1条～第3条 （略）

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
(略)	(略)

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町の県境までの江の川本流）を除き、あゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。ただし、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合はこの限りでない。

①浜原ダム湖

②邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200mの区間

3～5. （略）

第5条～第6条 （略）

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所又は、組合の掲げる場所において納付する。ただし漁場監視員に納付するときの遊漁料は、所定の遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)

2～5. （略）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、承認内容に応じて別記様式第1号から第3号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2～4. （略）

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式第4号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第11条 (略)

別記様式第1号～第3号 (略)

別記様式第4号

<p style="text-align: center;">平成 年度</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">漁業監視員之証</p> <p>氏名</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>江川漁業協同組合代表理事組合長</p>	<p>1. 監視に当っては懇切に指導して下さい</p> <p>2. 悪質な違反については、本組合へ速やかに連絡すると共に駐在所へ協力を願い出てください</p> <p>3. 漁具の没収をしてはなりません</p>
---	--

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
(略)	(略)

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため、あゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流）は10月20日から11月30日までとする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合は、この限りでない。

①浜原ダム湖

②邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200mの区間

3～5. (略)

第5条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所、組合の掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付する。ただし、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、所定の遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)

2～5. (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、承認内容に応じて別記様式第1号から第3号までによる遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2. オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号から第5号によるものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2～4. (略)

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式第6号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第11条 (略)

別記様式第1号～第3号 (略)

別記様式第4号

つりチケ承認証様式

日鑑札

		(つりチケマーク)
	【 (魚種の記入) 】 日券	
	年 月 日	(顔写真)
住所		
氏名		
遊漁料金	円	
取扱者	江川漁協	セキュリティコード
注意事項		

別記様式第5号

つりチケ承認証様式

年鑑札

		(つりチケマーク)
	【 (魚種の記入) 】 年券	
	年 月 日 ～ 年 月 日	(顔写真)
住所		
氏名		

遊漁料金	円	
取扱者	江川漁協	セキュリティコード
注意事項		<input type="text"/>

別記様式第6号

平成 年度	
第 号	
漁業監視員之証	
氏名	
平成 年 月 日	
江川漁業協同組合代表理事組合長	

1. 監視に当っては懇切に指導して下さい
2. 悪質な違反については、本組合へ速やかに連絡すると共に駐在所へ協力を願い出てください
3. 漁具の没収をしてはなりません

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成31年 3月29日

島根県告示第211号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 島根県浜田市旭町本郷1268番地1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

遊漁料の変更

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額および納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第2条に掲げる漁具漁法を使用して、遊漁する場合には八戸川漁業協同組合事務所又は、組合の公示する場所において納付する。ただし第3条第1項に掲げる投網、たも網については、八戸川漁業協同組合事務所において納付しなければならない。尚、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は所定の料金に500円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣	1日	2,000円

うなぎ	竿釣	1 年	12,000円
	投網	1 日	3,000円
	たも網	1 年	20,000円
やまめ（あまご並びに降海型や まめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。）	手釣	1 日	1,500円
	竿釣	1 年	7,000円
こい	手釣	1 日	300円
	竿釣	1 年	1,750円

視水器を使用する場合は所定の料金に1ヵ年500円を加算する。

2～3 (略)

第6条～第9条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額および納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第2条に掲げる漁具漁法を使用して、遊漁する場合には八戸川漁業協同組合事務所又は、組合の公示する場所において納付する。ただし第3条第1項に掲げる投網、たも網については、八戸川漁業協同組合事務所において納付しなければならない。尚、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は所定の料金に500円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣	1 日	2,200円
	竿釣	1 年	12,900円
うなぎ	投網	1 日	3,300円
	たも網	1 年	21,400円
やまめ（あまご並びに降海型や まめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。）	手釣	1 日	1,700円
	竿釣	1 年	7,500円
こい	手釣	1 日	400円
	竿釣	1 年	1,900円

視水器を使用する場合は所定の料金に1ヵ年600円を加算する。

2～3 (略)

第6条～第9条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成31年10月1日

島根県告示第212号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

遊漁料の変更

(変更前)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

並びに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む。)
第10種	あゆ、こい、おいかわ(はえ)	投網	日 年	4,200円 15,500円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日 年	3,100円 12,400円
第12種	ごぎ(いわなを含む)、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	竿釣	日 年	2,100円 6,200円
第13種	こい、おいかわ(はえ)、もくずがに	竿釣	日 年	500円 1,500円
第14種	うなぎ	もじ	年	6,200円

2～5 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

並びに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む。)
第10種	あゆ、こい、おいかわ(はえ)	投網	日 年	4,300円 15,800円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日 年	3,200円 12,700円
第12種	ごぎ(いわなを含む)、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	竿釣	日 年	2,200円 6,400円

	む。)			
第13種	こい、おいかわ（はえ）、もくずがに	竿釣	日 年	600円 1,600円
第14種	うなぎ	もじ	年	6,400円

2～5 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成31年10月1日

島根県告示第213号

平成31年島根県内水面漁場管理委員会指示第31-1号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成30年島根県告示第235号）は、廃止する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で109,353トン（平成28年）、生産額で209億9,800万円（平成28年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、か

れい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	平成30年1月から同年12月まで	40,000
2	まいわし	平成30年1月から同年12月まで	32,700
3	まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	24,500 (うち500)
4	するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月まで	若干

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて知事管理量のうち留保する量（以下「留保枠」という。）を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成31年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	平成31年1月から同年12月まで	33,000
2	まいわし	平成31年1月から同年12月まで	42,000
3	まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月まで	
4	するめいか	平成31年4月から平成32年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成31年7月から平成32年6月まで	

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて留保枠を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

注3 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	37,900
2	まいわし	中型まき網漁業	32,200
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	23,300

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.9%、まいわし：98.6%、まさば及びごまさば：97.3%

注2 2の(1)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成31年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	31,200
2	まいわし	中型まき網漁業	41,400
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注1 まあじ及びまいわしについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.8%、まいわし：98.7%

注2 2の(2)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注3 まさば及びごまさばについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管

理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第 5 管理期間)

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から平成30年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第 5 管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めを後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

	管理の対象となる期間	知事管理量	留保枠
30キログラム未満のくろまぐろ (以下「小型魚」という。)	第 5 管理期間 (平成31年 4 月 1 日から 平成32年 3 月 31 日まで)	79.0トン	うち2.5トン
30キログラム以上のくろまぐろ (以下「大型魚」という。)	第 5 管理期間 (平成31年 4 月 1 日から 平成32年 3 月 31 日まで)	23.3トン	うち1.2トン

注 1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。

注 2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保枠に加える。

注 3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
定置漁業の割当量	20.7トン	22.1トン
くろまぐろ承認漁業の割当量	55.0トン	
その他の漁業の割当量	0.8トン	

注 1 「定置漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第 6 条第 3 項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第 7 条第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第 6 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。)をいう。

注 2 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。

注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

注4 くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注5 くろまぐろ承認漁業に係る小型魚の割当量のうち10.8トン、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

(2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。

ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐろ承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	採捕の種類	報告基準
漁業協同組合 J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所	定置漁業	支所の1経営体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	支所の1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	支所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕
海士町漁業協同組合	定置漁業	漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	漁業協同組合全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
--------	--------	-----------	----

漁業協同組合 J F しまね	各漁業者は、所属支所の担当者に電話連絡	担当者は、所属支所長に電話連絡	・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあつては、支所長）は、 本県水産課に F A X 連絡 ・本県は、送信者に受信連絡
海士町漁業協同組合	各漁業者は、漁業協同組合担当者に電話連絡	担当者は、参事に電話連絡	

注1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

注2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があつた場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
くろまぐろ承認漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施

エ 本県は、本県の採捕の数量が2に定める知事管理量の7割を超え、1日当たり1トンを超える採捕の数量報告があつた場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の2又は3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
--------------	---

割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ くろまぐろ承認漁業（養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。）

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ くろまぐろ承認漁業（イ以外のもの）

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

エ その他の漁業

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする

る。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくるまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をする者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第31-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

平成31年 3 月 29 日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

島根海区漁業調整委員会指示第31-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成31年 3 月29日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

中型まき網漁業（しいらつけ漁業に限る。）によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、当該漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年6月1日から平成34年5月31日までとする。

島根海区漁業調整委員会指示第31－3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、あさりの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

平成31年 3 月29日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

中海（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）及び境水道（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）において殻長3センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、中海及び境水道への移植放流又は試験研究等を目的として、島根海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から同年9月30日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第31－1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、沿岸いか釣漁業（総トン数3トン以上5トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

平成31年 3 月29日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 操業の承認

沿岸いか釣漁業又は小型いか釣漁業を営もうとするものは、船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。

(1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

(2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（前号に掲げる海域を除く。）

ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島西端と同地点西端から真方位220度の線と同町西ノ島の接点とを結んだ線

- イ 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同郡海士町野田埼東端とを結んだ線
- ウ 島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同郡知夫村竹島東端とを結んだ線
- エ 島根県隠岐郡知夫村竹島西端と同村知夫里島東端とを結んだ線
- オ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

3 電気設備等の使用制限

- (1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は、6個を超えてはならない。ただし、2隻以上の船舶を連結して操業する場合は、連結した船舶を1隻とみなす。
- (2) 電球1個当たりの消費電力の最高限度は、3キロワットとする。

4 承認の取消し

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年5月1日から平成34年4月30日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第31-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成31年3月29日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年6月1日から平成34年5月31日までとする。

内 水 面 漁 場 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る平成31年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

平成31年3月29日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 水産動植物の放流量

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	放流量	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号			22	80					
宍道湖			650	2,000			3,100	200	

内共第 2 号	237	7	16		67			1
斐伊川	1,615	255	240		1,440			30
内共第 3 号	578	17	4	1	54			17
神戸川	4,140	500	40	10	940			330
内共第 4 号			6					3
神西湖			60				10	40
内共第 5 号	1,800	12		5	4			0.4
江の川	10,000	400		250	320			50
内共第 6 号	328	2			30			
八戸川	2,850	50			300			
内共第 7 号	94	3			15			
周布川	800	50			700			
内共第 8 号	140	0.5			3			1
三隅川	630	50			75			50
内共第 9 号	800	2			90			10
高津川	3,200	100			1,800			1
総 計	3,977	65	106	6	264			32
	23,235	2,055	2,340	260	5,575	3,100	210	501

2 産卵場の造成面積

(面積 : m²)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第 2 号 斐伊川			55		9
内共第 3 号 神戸川		6,500			
内共第 5 号 江の川				3,000	
内共第 9 号 高津川		3,000		500	

内 水 面 漁 管 委 指 示

島根県内水面漁場管理委員会指示第31-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

平成31年 3 月 29 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 制限の内容

(1) コイの持出しの禁止

ア 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(7) 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

(4) 焼却、埋却等処分する場合

(5) 食用に供する場合

イ 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(7) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

(4) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(5) PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。